

実績評価書

平成20年8月

| | |
|--------------|--|
| 評価の対象となる施策目標 | 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること |
|--------------|--|

1. 政策体系上の位置付け等

| | | |
|---|---------------------|--|
| 基本目標 | IV | 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること |
| 施策目標 | 4 | 求職活動中の生活の保障等を行うこと |
| 施策目標 | 4-1 | 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること |
| 個別目標1 | | セーフティネットとして財政が安定していること |
| | | (主な事務事業) ・雇用保険の各種給付に関する事務 ・雇用保険の適用に関する事務 |
| 個別目標2 | | 雇用保険の給付を適正に行うこと |
| | | (主な事務事業) ・雇用保険の各種給付に関する事務 ・雇用保険の適用に関する事務 |
| 施策の概要(目的・根拠法令等) | | |
| <p>目的等：労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付を支給する。</p> <p>根拠法令等：雇用保険法第1条（昭和49年法律第116号）</p> <p>雇用保険制度の概要：http://www.hellowork.go.jp/html/info_1_h2.html</p> | | |
| 主管部局・課室 | 職業安定局雇用保険課（個別目標1，2） | |
| 関係部局・課室 | | |

2. 現状分析

| |
|--|
| <p>雇用保険制度のうち失業等給付関係については、平成6年度以降毎年度赤字が続き、特に平成10年度から平成12年度にかけては3年連続で1兆円前後の赤字を記録した。これらを踏まえ、平成13年度から給付体系の見直し、保険料率の引上げ、国庫負担の原則復帰等の制度改正が実施に移されたものの、その後の労働市場において、構造的摩擦的失業率の上昇が続く中で雇用保険受給者が増加する一方、常用雇用労働者の減少、パートタイム労働者の増加、賃金水準の低下により保険料収入が減少するなど構造的な変化が進んだことから、制度創設以来最も厳しい財政状況にあった。</p> <p>こうした状況を背景として、平成15年5月に、雇用のセーフティネットとしての雇用保険制度の安定的運営を確保するため、給付について</p> <p>①早期再就職の促進、②多様な働き方への対応、③再就職の困難な状況に対応した重点化を図るとともに、保険料率について労使負担の急増の緩和に配慮した上で、制度の安定的運営のために必要最小限の引上げを行うこと等を内容とする雇用保険法等の改正を行った。</p> <p>また、平成19年4月に、行政改革推進法を踏まえ、雇用保険制度の安定的な運営を確保し、直面する諸課題に対応するため、以下の事項を内容とする雇用保険法等の改正を行った。</p> <p>① 行政改革推進法に沿った見直し</p> |
|--|

- 失業等給付に係る国庫負担の在り方の見直し、保険料率の見直し、雇用保険三事業及び労働福祉事業の見直し、船員保険制度の統合など
- ② 直面する課題への対応
被保険者資格及び受給資格要件の一本化、育児休業給付制度の拡充、教育訓練給付及び雇用安定事業等の対象範囲の見直しなど

3. 施策目標に関する評価

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | |
|--|---------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 収支バランス(失業等給付関係) | | | | | | |
| 1 | 収入額 (単位:億円) (一) | 25,321 【-】 | 25,377 【-】 | 28,978 【-】 | 28,764 【-】 | 集計中 【-】 |
| 2 | 収入額(うち保険料収入額) (単位:億円) (一) | 20,242 【-】 | 20,435 【-】 | 23,856 【-】 | 24,528 【-】 | 集計中 【-】 |
| 3 | 支出額 (単位:億円) (一) | 21,321 【-】 | 17,416 【-】 | 16,972 【-】 | 15,261 【-】 | 集計中 【-】 |
| 4 | 支出額(うち失業等給付費) (単位:億円) (一) | 19,618 【-】 | 14,672 【-】 | 13,772 【-】 | 12,803 【-】 | 集計中 【-】 |
| 5 | 積立金残高 (単位:億円) (一) | 8,064 【-】 | 16,026 【-】 | 28,032 【-】 | 41,535 【-】 | 集計中 【-】 |
| (調査名・資料出所、備考) 資料出所:労働保険特別会計雇用勘定の決算による。 備考:平成19年度の指標は9月に公表予定である。 | | | | | | |
| 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/syoch06/dl/7.pdf | | | | | | |

施策目標の評価

【有効性の観点】

雇用保険制度のうち失業等給付については、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により、毎会計年度において、徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができる等、セーフティネットとして財政の安定を図るために有効な制度設計となっている。

平成18年度は収支バランスは安定したものとなり、必要な給付に支障を来すことはなかった。

【効率性の観点】

上記「有効性の観点」でも述べたとおり、一定の場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができ、他方、毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額の2倍に相当する額を超える場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。

【総合的な評価】

平成15年5月の制度改正等の効果や、景気・雇用情勢の回復なども相まって、平成19年度の受給者実人員(567千人(年度月平均))は平成15年度の受給者実人員(839千人(年度月平均))から年々減少しており、基本手当給付額も18年度より減少する見込みである(個別目標2のアウトプット指標5及び6参照)。このため、失業等給付関係に

については、平成19年度においても収入が支出を上回る見込みである。(なお、平成19年の雇用保険法改正において、平成19年4月より保険料率を引き下げたところである。)
 このように、安定的な収支バランスで推移しており、就職活動を容易にするための保障等に支障を来すことはなかったと考える。

4. 個別目標に関する評価

| 個別目標1 | | | | | | |
|---|--|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| セーフティネットとして財政が安定していること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 収支バランス(失業等給付関係) | | | | | | |
| 1 | 収入額 (単位:億円) (-) ※施策目標4-1に係る指標1と同じ | 25,321 【-】 | 25,377 【-】 | 28,978 【-】 | 28,764 【-】 | 集計中 【-】 |
| 2 | 収入額(うち保険料収入額) (単位:億円) (-) ※施策目標4-1に係る指標2と同じ | 20,242 【-】 | 20,435 【-】 | 23,856 【-】 | 24,528 【-】 | 集計中 【-】 |
| 3 | 支出額 (単位:億円) (-) ※施策目標4-1に係る指標3と同じ | 21,321 【-】 | 17,416 【-】 | 16,972 【-】 | 15,261 【-】 | 集計中 【-】 |
| 4 | 支出額(うち失業等給付費) (単位:億円) (-) ※施策目標4-1に係る指標4と同じ | 19,618 【-】 | 14,672 【-】 | 13,772 【-】 | 12,803 【-】 | 集計中 【-】 |
| 5 | 積立金残高 (単位:億円) (-) ※施策目標4-1に係る指標5と同じ | 8,064 【-】 | 16,026 【-】 | 28,032 【-】 | 41,535 【-】 | 集計中 【-】 |
| (調査名・資料出所、備考) 資料出所:労働保険特別会計雇用勘定の決算による。 備考:平成19年度の指標は9月に公表予定である。 | | | | | | |
| 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/syoch06/dl/7.pdf | | | | | | |
| 個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) | | | | | | |
| 雇用保険制度のうち失業等給付については、支出が収入を上回る場合には積立金を取り崩すこととしており、また、雇用情勢の急激な悪化による受給者の急激な増加により毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額を下回った場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き上げを行うことができ、他方、毎会計年度において徴収保険料額及び国庫負担の合計額と失業等給付額との差額をその会計年度末における積立金に加減した額が失業等給付額の2倍に相当する額を超える場合には法律改正を経ずに弾力条項による保険料率の引き下げを行うことができる等、財政の運営を効率的に図ることができる制度設計となっている。 平成18年度は収支バランスは安定したものとなり、必要な給付に支障を来すことはなかった。 以上より、セーフティネットとしての財政の安定という目標は達成したものと考える。 | | | | | | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | | | | | | |
| 事務事業名:雇用保険の各種給付に関する事務 | | | | | | |
| 平成 年度: 一百万円(補助割合:[国 /][/][/]) | | | | | | |

| | |
|--|--|
| 予 算 額 | 一般会計、厚生保険特会、 <u>労働保険特会</u> 、その他 () |
| 実施主体 | <u>本省</u> 、厚生局、 <u>労働局</u> (監督署、 <u>安定所</u> 、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 () |
| 概要：雇用保険の受給資格者等に対する失業等給付の支給に関する事務（失業の認定、各種給付の支給、相談・指導等）を行う。 | |
| 事務事業名 | 雇用保険の適用に関する事務 |
| 平成 年度 | — 百万円（補助割合：[国 /][/][/]) |
| 予 算 額 | 一般会計、厚生保険特会、 <u>労働保険特会</u> 、その他 () |
| 実施主体 | <u>本省</u> 、厚生局、 <u>労働局</u> (監督署、 <u>安定所</u> 、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 () |
| 概要：雇用保険の適用事業所に対する適用に関する事務（被保険者資格の取得・喪失、相談・指導等）を行う。 | |

| 個別目標 2 | | | | | | |
|-------------------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 雇用保険の給付を適正に行うこと | | | | | | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 |
| | 適用状況 | | | | | |
| 1 | 適用事業所数(年度月平均) (単位:千所) (一) | 2,009 【-】 | 2,002 【-】 | 1,998 【-】 | 2,006 【-】 | 2,018 【-】 |
| 2 | 新規適用事業所数 (単位:千所) (一) | 81 【-】 | 83 【-】 | 88 【-】 | 95 【-】 | 100 【-】 |
| 3 | 廃止事業所数 (単位:千所) (一) | 96 【-】 | 89 【-】 | 89 【-】 | 86 【-】 | 89 【-】 |
| 4 | 被保険者数(年度月平均) (単位:千人) (一) | 34,132 【-】 | 34,694 【-】 | 35,296 【-】 | 36,138 【-】 | 37,128 【-】 |
| | 失業等給付の給付状況 | | | | | |
| 5 | 基本手当基本分(受給者実人員) (単位:千人) (一) | 839 【-】 | 682 【-】 | 628 【-】 | 583 【-】 | 567 【-】 |
| 6 | 基本手当基本分(給付額) (単位:億円) (一) | 14,478 【-】 | 10,506 【-】 | 9,409 【-】 | 8,571 【-】 | 集計中 【-】 |
| 7 | 再就職手当(受給者数) (単位:千人) (一) | 91 【-】 | 66 【-】 | 319 【-】 | 367 【-】 | 365 【-】 |
| 8 | 再就職手当(給付額) (単位:億円) (一) | 156 【-】 | 94 【-】 | 525 【-】 | 599 【-】 | 集計中 【-】 |
| 9 | 教育訓練給付(受給者数) (単位:千人) (一) | 470 【-】 | 231 【-】 | 159 【-】 | 139 【-】 | 123 【-】 |
| 10 | 教育訓練給付(給付額) (単位:億円) (一) | 899 【-】 | 239 【-】 | 118 【-】 | 103 【-】 | 集計中 【-】 |
| 11 | 雇用継続給付(高年齢者雇用継続 給付)(初回受給者数) (単位:千人) (一) | 134 【-】 | 119 【-】 | 104 【-】 | 125 【-】 | 179 【-】 |
| 12 | 雇用継続給付(高年齢者雇用継続 給付)(給付額) (単位:億円) (一) | 1,489 【-】 | 1,389 【-】 | 1,256 【-】 | 1,105 【-】 | 集計中 【-】 |
| 13 | 雇用継続給付(育児休業基本給付 金)(初回受給者数) (単位:千人) (一) | 103 【-】 | 112 【-】 | 118 【-】 | 132 【-】 | 149 【-】 |
| 14 | 雇用継続給付(育児休業基本給付 金)(給付額) (単位:億円) (一) | 603 【-】 | 657 【-】 | 707 【-】 | 759 【-】 | 集計中 【-】 |
| 15 | 雇用継続給付(介護休業給付)(受 給者数) (単位:千人) (一) | 5 【-】 | 5 【-】 | 6 【-】 | 7 【-】 | 7 【-】 |

5. 評価結果の分類

| | |
|--|--|
| 1 施策目標に係る指標の目標達成率 | |
| 指標 1 | 目標達成率 ー% |
| 指標 2 | 目標達成率 ー% |
| 指標 3 | 目標達成率 ー% |
| 指標 4 | 目標達成率 ー% |
| 指標 5 | 目標達成率 ー% |
| (目標達成率を算定できない場合、その理由) 達成水準を設定していないため。 | |
| 2 評価結果の政策への反映の方向性 | |
| i | 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) |
| ii | 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <input checked="" type="checkbox"/> (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input type="checkbox"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 <input type="checkbox"/> (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 |
| iii | 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 施策目標の達成に向け着実に進展しているところであり、現在の取り組みを続けることとするが、事務経費等の効率的執行に努めるなど、全体としては予算規模を前年度より縮小する。 |
| 3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○) | |
| (施策目標に係る指標) | |
| i | 指標の変更を検討 |
| ii | 達成水準又は達成時期の見直しを検討 |
| (個別目標に係る指標) | |
| i | 指標の変更を検討 |
| ii | 達成水準又は達成時期の見直しを検討 |
| (理由) | |

6. 特記事項

| |
|---|
| <p>①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成19年4月10日参議院厚生労働委員会)</p> <p>i 失業等給付に係る国庫負担は、雇用政策に対する政府の責任を示すものであることにかんがみ、四分の一負担とする本則の枠組みを堅持するとともに、今後、雇用保険制度の安定的な運営を確保するために必要が生じた場合には、その時点での雇用保険財政や雇用失業情勢の状況、国家財政の状況等を踏まえ、その在り方を適切に検討すること。また、失業等給付に係る雇用保険率については、弾力条項の適切な運用を図り、同条項の発動による保険料率の引上げは慎重に行うこと。</p> <p>ii 短時間労働被保険者区分の廃止による被保険者資格の一本化に当たっては、基本手当の受給資格要件の変更について、周知徹底に努めること。また、被保険者資格が一年未満でいわゆる雇止めにより離職する期間雇用者及び正当な理由がある自己都合退職の基準に合致する被保険者に対しては、解雇、倒産等と同様に取り扱うことにより、基本手当の受給において不利益が生じないように配慮すること。</p> <p>iii 特例一時金の引下げに伴って季節的な労働者の生活の安定に支障を来すことのないよう、関係省庁や関係自治体等とも連携しつつ、季節労働者の通年雇用化など積雪寒冷地等の地域雇用対策を一層強化し実効あるものとする。</p> <p>iv 育児休業給付の給付率の引上げについては、今後、暫定措置期間が終了する平成二十二年度以降の継続について、その在り方(育児休業基本給付金と育児休業者職場復帰給付金の在り方を含む。)を検討するとともに、育児休業給付を受けた期間を、基本手当の算定基礎期間から除外することについて、周知・徹底に努めること。また、育児休</p> |
|---|

業については、取得率が低い中小企業に対し、雇用安定事業の助成金制度を活用するなど、取得促進のための対策を充実強化すること。

v 子育て期間中の所得保障を含めた経済的支援の在り方については、関係部局が横断的に、保育サービス、児童手当、出産手当等諸施策の給付と財源の仕組みを総合的に検証し、早急に検討を行うこと。

vi 高年齢雇用継続給付の廃止に伴い、中小企業における六十五歳までの雇用機会確保措置の進展に支障がないよう必要な対策を行うこと。

vii 雇用福祉事業廃止後の雇用保険二事業及び改正後の社会復帰促進等事業については、循環的な評価管理（PDCAサイクル）の手法による目標管理を適切に行い、引き続き不断の見直しを行うよう努めること。また、都道府県労働相談窓口機能の低下を招かぬよう、都道府県労働相談事業の継続に向け、国は都道府県に対し必要な支援を行うとともに、労働災害の被災者及びその遺族に対する援護等の措置について、改正後の被災者等に従前の被災者等との格差が生じないようにすること。同時に、労働保険事務組合が小規模事業所で働く労働者の労働保険の加入と定着に大きく貢献している現状にかんがみ、同組合の活動を奨励・促進するための助成に対しては特段の配慮をすること。

viii 今後とも、雇用失業情勢に対応し、雇用対策の効果的な実施に努めるとともに、雇用保険がセーフティネットとしての機能を十分に果たすよう万全を期し、あわせて、その健全運営の確保に努めること。特に、失業認定等の基本手当に係る制度や育児休業給付その他の給付制度の運用については、その実態等を把握の上、不断に必要な改善を行うよう努めること。さらに、長期失業者等に対する諸外国における公費による補足的失業扶助制度について調査を行うこと。また、船員保険制度の雇用保険制度及び労災保険制度への統合等に当たっては、船員労働の特殊性を踏まえつつ、関係労使の意見を十分聴取し、制度の改変に伴う悪影響が生じないように慎重に対応すること。

②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし

④会計検査院による指摘
平成18年度決算検査報告において、雇用保険の失業等給付金の支給が適正でないものがあるとの指摘を受けた。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
「雇用保険制度の見直しについて」
(平成19年1月9日 労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書)

【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/01/s0109-2.html>

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし